

(様式第1号)
諏訪市補助金等交付規則第4条関係

補助金等取扱基準

補助金等の名称	P T A 親子文庫運営補助金
補助事業等の目標	市内6小学校で行われている親子文庫活動の推進を図る。
補助事業等の対象者	市内6小学校の児童及び保護者
補助対象経費	親子文庫用図書購入費等運営費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内において、30,600円を上限とする。 【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 運営費の一部補助であるため。
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	—
補助事業等の終了時期	【終期が3年を超える場合の理由】 読書活動の推進には継続性が重要なため。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 教育委員会 生涯学習課 図書館

令和2年3月16日 一部改正（令和2年4月1日 施行）
令和3年11月9日 一部改正（令和3年11月9日 施行）